

上山市妊婦のための支援給付金

妊婦届出や胎児の数の届出をした方に対して、妊婦のための支援給付金を交付します。

また、上山市では、妊娠している方や子育て家庭のみなさんが、安心して出産・子育てができるよう、妊娠中から子育てまで一貫して相談に応じております。

妊娠届出をされた方

妊娠届出（母子健康手帳交付）後、福祉課地域福祉係（9番窓口）での手続きになります。妊婦給付認定申請書を配付しますので、必要事項を記入し、振込先口座情報確認書類のコピーを添付の上、提出してください。

妊娠中に転入された方

福祉課地域福祉係（9番窓口）での手続きになります。
転入前自治体での給付金支給の有無に☒をつけていただきます。上山市の支給対象となる方は、申請を行う必要があります。

妊娠中に転出された方

上山市の妊婦給付認定は、自動的に取り消されます。
（取消の通知は行いません。）
なお、転出先自治体において、改めて妊婦給付認定申請を行う必要があります。

出産された方

生後1～2か月頃に『赤ちゃん訪問』の日程調整のご連絡をします。 *訪問は4か月頃までに行います。
訪問時に、胎児の数の届出書を配布します。必要事項を記入し、福祉課地域福祉係（9番窓口）にご提出ください。（振込先口座情報確認書類のコピーをご準備ください。）

出産後に転入された方

福祉課地域福祉係（9番窓口）での手続きになります。
転入前自治体での給付金支給の有無に☒をつけていただきます。上山市の支給対象となる方は、申請を行う必要があります。

出産後に転出された方

上山市の妊婦給付認定は、自動的に取り消されます。
（取消の通知は行いません。）
妊婦支援給付金申請前に転出された場合、転出先自治体において、改めて妊婦給付認定申請を行う必要があります。

○妊婦支援給付金（1回目）妊婦1人につき 50,000円

○妊婦支援給付金（2回目）胎児1人につき 50,000円

※流産・死産等も対象となる場合があります。福祉課または、子ども子育て課までご連絡ください。

【給付金申請窓口】

上山市役所 福祉課地域福祉係（内線142・188） 9番窓口

受付時間：開庁日8時45分～16時30分

【出産・子育てに関する問合せ先】

上山市子ども家庭センターふたば 母子保健係（内線169）

11番窓口（上山市役所子ども子育て課内）

〒999-3192 山形県上山市河崎一丁目1番10号 電話023-672-1111（代）